

議 事 概 要

<代表者会議①>

1 代表者会議の開会について

- ・定例会中は、一般審査終了後及び知事質問終了後にそれぞれ代表者会議を開会することとし、それ以外は必要に応じて開会。

2 説明員の出席の取扱いについて

- ・大阪府と大阪市の共同設置組織である副首都推進局については、本委員会の日程が、大阪市の本会議又委員会と重なった場合、副首都推進局長は市会へ出席することになっている。
- ・副首都推進局が所管する公立大学法人大阪に関する事項は、教育常任委員会の所管であり、副首都推進局理事兼公立大学法人担当部長、総務担当部長、公立大学法人担当課長の3名については本委員会への出席を原則求めないことについて、各会派了承。
- ・理事者の出席については、委員会の質疑・質問等に関する申合せ事項に、理事者の絞込みが可能な場合は、理事者側で出席者を限定して差し支えない、また、委員長の許可を得て、休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席することが規定されている。

3 委員会の所管事務に係る調査について

- ・本委員会における所管事務に係る調査について、各会派持ち帰りの上、検討し、実施の有無も含め具体的な調査目的や項目等については、後日改めて協議。

4 本日の委員協議会について

〔資料「総務常任委員協議会次第」参照〕

- ・このあと11時からの委員協議会は、資料に記載のとおり進行。
- ・理事者の説明資料、委員名簿、配席図及び委員会運営に関する申合せ事項等を、府議会情報共有サイトに掲載している。

<代表者会議②>

◎ 付託議案に係る質疑の意向について

- ・閉会中継続審査中の令和8年2月定例会提出議案第111号から第114号までの4件については、3月19日に集中審査を実施し質疑を終結したが、この間の事情の変更を踏まえ、改めて、議案4件に対する質疑の希望について各会派の意向確認。

維新：希望あり

公明：希望あり

自民：希望あり

大阪：希望あり

- ・質疑の意向があったため、4議案に対する質疑を実施することに決定。

◎ 審査方法について

1 質疑の範囲

- ・継続審査中の議案4件に関連した内容に限定することで各会派了承。

2 質問形式

- ・質疑のはじめから、知事に出席を求めることで各会派了承。

3 質疑時間

- ・知事質問の場合、申合せでは、質問通告者1人当たり10分（質問時間のみ）となっているが、今回は既に集中審査で質疑が行われていること、及び質疑の範囲を限定したことから、1会派につき答弁時間を含め10分を配分し、複数人での質問を可とする委員長案に対して各会派の意向確認。

維新：委員長案に賛成。

公明：答弁時間含め15分。

自民：他会派の意見に合わせる。

大阪：委員長案でも問題ないが、知事の答弁時間も考慮し、往復10分と縛るのではなく、答弁時間を除く片道5分を提案。往復概ね10分とするのであれば問題ない。

- ・質問時間に対する質疑応答

委員長：委員会の開会が6月3日の場合、本会議の開会時間に影響が出ないようにしたいと考える。

事務局：答弁時間を含めた質疑時間10分、15分それぞれの所要見込時間について説明。

副委員長：質問時間を確保しつつ、絶対に10分以内で収めないといけないとするのではなく、柔軟に対応するのはどうか。

自民：重要案件である4議案の採決にあたっては、本会議の開会時間を理由に質問時間を検討しない方がよい。

公明：質問時間を片道5分も往復10分も窮屈な気がするので、答弁時間含み最大15分とするのはどうか。当日の委員会運営は委員長に任せる。

維新：3月19日に質疑をし尽くしているのので、委員長案で良い。

大阪：本会議の開会時間を14時にしてほしい。意見開陳原稿の作成、知事答弁を踏まえた修正のための時間も必要。

- ・協議の結果、質疑時間は、1会派につき答弁時間を除き5分とし、答弁含み概ね10分（最大15分）、複数人の質問可。質問順位は、申合せ事項のとおり多数会派順の輪番制とすることで各会派了承。
- ・質問通告者については、知事質問の場合、申合せでは、一般審査の質問時に質問項目を明確に通告することとなっているが、今回、一般審査を行わないため、質問する委員は質問項目を6月1日（月）の午後1時までに事務局へ報告するよう依頼。

4 委員会の開会日時

- ・執行部との答弁調整に要する時間を考慮し、6月定例会開会日の6月3日（水）午前10時から委員会を開会することについて、各会派に意向を確認し、各会派了承。
- ・3日の午前10時から4議案に対する質疑を行い、また、質疑にあたっては、委員会冒頭から知事の出席を求めるため、議長団に対して知事への出席要請と委員会の開会時間の配慮の申入れを行い、議長団において調整の結果、6月3日（水）午前10時から行うことを報告。
- ・申入れの際、議長より、本会議の開会時間への影響が最小限となるよう要請があり、質疑にあたっては、前回の集中審査時と同じ質問を繰り返すことがないよう各会派へ協力を依頼。

5 次回の委員会の進め方

- ・3日の午前10時に委員会開会、知事質問を実施。
- ・質疑終了後、委員会を暫時休憩、その間に代表者会議を開会し、議案4件に対する賛否等を確認。
- ・代表者会議閉会后、委員会を再開し、質疑を終結したのち、意見開陳、採決を行うことで各会派了承。
- ・維新から、大阪市会と足並みを揃えて、附帯決議を提出する可能性があり、文案については5月27日に各会派に配付したい旨発言あり。

◎ 次回の代表者会議について

- ・3日の知事質問終了後に開会。